

報告第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和8年2月13日提出

有田川町長 坂 頭 徳 彦



専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事項を専決処分する。

令和8年1月19日専決

有田川町長 中山正隆

専決処分事項	令和7年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算 (第2号)
理 由	かなや明恵峡温泉の設備故障等により温泉運営に支障が 出ており、早急に修繕する必要があるため。



令和7年度

有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算

(第2号)



令和7年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第2号）

令和7年度有田川町のかなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,895千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,142千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和8年1月19日専決

有田川町長 中山正隆

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	15,009	4,895	19,904
	1 一般会計繰入金	15,009	4,895	19,904
	歳入合計	87,247	4,895	92,142

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	87,147	4,895	92,042
	1 総務管理費	87,147	4,895	92,042
	歳出合計	87,247	4,895	92,142

第 2 表

繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
1. 総務費	1. 総務管理費	か  な  や  明  恵  峡  温  泉 給  湯  チ  ラ  一  修  繕  費	792



# 予算に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

2 歳 入

3 歳 出





(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 87,147	千円 4,895	千円 92,042
歳 出 合 計	87,247	4,895	92,142

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		4,895	0
0	0	4,895	0

## 2 歳 入

3 款 繰入金	4,895千円
1 項 一般会計繰入金	4,895千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 15,009	千円 4,895	千円 19,904
計	15,009	4,895	19,904

## 3 歳 出

1 款 総務費	4,895千円
1 項 総務管理費	4,895千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 施設管理費	千円 87,147	千円 4,895	千円 92,042	千円	千円	千円 4,895	千円
計	87,147	4,895	92,042	0	0	4,895	0

節		説	明
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	千円 4,895	商工観光課 一般会計繰入金	千円 4,895

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 4,895	商工観光課 光熱水費（電気代） 修繕料（公有財産）	千円 3,000 1,895

有田川町かなや明恵峡温泉特別会計